

地域ぐるみで人を育てる

青少年非行防止!



万引きは犯罪です!



★明石市内初発型非行(万引き)取扱状況【小・中学生】

	万引き取扱総数	男子	女子
令和4年中	2	2	0
令和3年中	4	3	1
令和2年中	12	5	7

*令和4年中は暫定値(兵庫県警調べ)

- 万引きは、子どもであっても、絶対に許されません。
- 軽い気持ちでしたがことが、窃盗罪となり、心にも傷を負います。
- 子どもの持ち物に关心を持ち、買い与えていない物を持っていないか、分かるようにしておきましょう。
- いざという時は、毅然とした指導が再犯防止につながります。

兵庫県下の少年非行件数は減少しており、非行の入り口といわれる万引きの件数も減少しています。しかし、実際は被害に遭っても、申告されていないケースも多々あると思われます。また、万引きをしてしまった動機として多いのが、「誘われて断れずに」という理由です。

悪いことはキッパリと断る勇気を持つことが大切です!

そして、「なぜいけないのか」ということを、よく考えてみる必要もあるのではないか。



☆悪いことは悪いという認識をしっかりともって、子どもの規範意識を育てることが大切です。



インターネット利用には、危険がいっぱい!



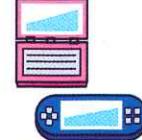
スマートフォン



パソコン



タブレット型携帯端末



ゲーム機

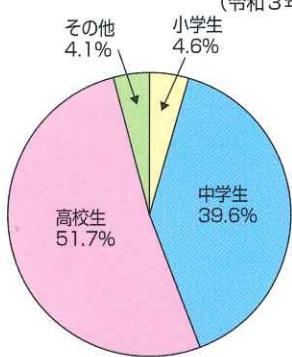
インターネットに接続できる機種もあります。



- ネットの長時間利用は、学力低下や睡眠障害、食欲不振などを招く危険性があります。
- 無料ゲームアプリでも、課金することで高額請求されることがあります。
- 子どもが、インターネットを利用してどんなことをしているのか、関心をもちましょう。

☆コミュニティサイトで被害を受けた青少年のうち、87.7%がフィルタリング機能を利用していました。

☆年齢別の被害児童の割合
(令和3年)



- 犯罪者は、怪しげなサイトだけでなく、子どもが使いそうなサイト、ゲーム内で良い人をよそおって接触してきます。
- 交流を目的としたアプリやサイト(Twitter・Instagramなど)を利用した犯罪や被害が急増しています。
- ネット上に悪口を書き込んだり、勝手に他人の写真や動画を投稿したりすることは、犯罪、加害者になることがあります。
- SNSでの個人情報の流出は、いやがらせ被害や性的被害につながることがあります。

☆ネットの利用時間や利用方法など、家庭のルールを子どもと一緒に作りましょう。

●家庭のルールの具体例

- ・困ったときはすぐに大人に相談する。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・知らない人からのメッセージに返信しない。
- ・お金がかかる場合は、親に事前に相談する。
- ・メールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・パスワードは、保護者が管理する。
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・インターネットを使わない子を仲間はそれにしない。
- ・アプリをダウンロードする場合は、事前に親に相談する。
- ・他の家庭のルールを尊重する。



※兵庫県の青少年愛護条例により「インターネットを利用することができる端末(スマホ・パソコン等)のフィルタリングを有効化措置することが義務化」されています。



非行防止への第一歩(一人一人ができること)

大切なことは伝えましょう

- 子どもだけの夜間外出は、生活の乱れや、犯罪の被害者になることにつながります。
- 「夜間に外出させない(※)」「起床時刻や就寝時刻を決める」「家の手伝いをさせる」など、規則正しい生活を送るためにルール作りを家庭内で行いましょう。
- 日頃から子どもに心を寄せて、会話を多くし、子どものサインをつかみましょう。



※兵庫県の青少年愛護条例により「保護者は、特別の事情がある場合を除くほか、深夜に青少年を外出させないようにしなければならない」とされています。*深夜とは、午後11時から翌日の午前5時までをいいます。

